

小中一貫教育と栄養教諭の役割から「食育」を考える

～学校教育法の改正と実践事例からの「食育」への提言～

女子栄養大学短期大学部教授（教職研究室） 松尾鉄城
埼玉県小・中学校初任者研修拠点校指導教員 小川 孝

はじめに

小中一貫教育（義務教育学校）の制度化に当たり平成26年5月に文部科学省が行った実態調査の結果、小中一貫に取り組んでいる市町村は211箇所、件数は1,130件と多くの数に上ったと報告された。

と同時に、以下のような実態も浮かび上がってきた。

①9年間を見通した学校教育目標を設定し、②系統性・連続性を強化した教育課程を編成・実施するといった小中一貫教育の中核とも言える事柄について、両方を具備している取組は全体の3割未満にとどまっているという実態である。

平成18年度、品川区などで先進的に取り組んだ地方公共団体では、4・3・2制、5・4制などの「学年段階の区切りの柔軟な設定」や中学校の先生が小学校で指導、またその逆による「相互乗り入れ指導」、また学校行事での「相互乗り入れ指導」、「小学校高学年の教科担任制導入」といった取り組みが行われ、学力向上面での成果や生徒指導上の問題解決の兆候の成果なども評価された。

しかも、実施している学校の方が実施していない学校よりも、こうした成果を強く認識しているということも明らかになった。10年以上にわたる実験校や先行的に取り組んだ成果が、学校教育法第1条の改正に繋がったといえよう。それが「義務教育学校」であり、いわゆる「小中一貫校」小中一貫教育のことである。



【中学校教師による「乗り入れ授業」小学校6年理科】

1 小中一貫教育の布石となった学校教育法第21条「普通教育」と、そこから考える食育

平成19年の学校教育法の改正において、21条を新設し小・中学校共通の目標として「普通教育」の内容10項目、義務教育の目標が規定されたことも、小中一貫教育への布石であると理解できよう。

子どもたちは小学校1年生から中学校3年生までの義務教育9年間の中で、日々の学習を積み上げて成長している。そして、多くの学校では、小学校6年生と中学校側との引継ぎを前提に、授業の相互公開、6年生の中学校見学などを実施している。その背景にはいわゆる「中1ギャップ」という問題もある。中学校生活になじめず不登校にあるという問題も大きな課題である。しかし、小中一貫教育は、そのことだけを中心に考えて始まったものではない。端的に言えば、同じ義務教育でありながら、それぞれが学習面や生徒指導面（学校生活の決まり、校則）等での内容面、方法面での共通理解が不十分であったことが大きな問題であった。その骨子は次の通りである。

例えば、

- ・ 小学校低学年の教員は、中学校での学習や子どもたちが中学校を卒業するときの姿をイメージしながら日々の教育活動を行っているのか。
- ・ 中学校の教員は、小学校のどの学年で何を学んで、何につまずき、今の生徒たちの姿があるのか

を知った上で指導に当たっているのか。

といった問に向き合い、目の前の児童生徒たちの課題に応じた対応を模索することの重要性が増してきたことにある。それが、先に述べた、学校教育法「普通教育」第21条の10項目による小学校・中学校共通の内容である。

参考までに、同条文を列挙し、その内容を「食育」の観点から一部所見を述べておく。

学校教育法第21条（普通教育）

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ① 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- ② 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ③ 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- ④ 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- ⑤ 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- ⑥ 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- ⑦ 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- ⑧ 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- ⑨ 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- ⑩ 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

この10項を、食育基本法、学校給食法、『食に関する指導の手引き（文部科学省）』と重ねて「食に関する指導（食育）」の観点から読み解くと、小中一貫教育のことも見えてくる。一部紹介する。

①からは、給食時間や給食当番での約束、栄養教諭としてPTA研修や児童生徒を対象とした地域での食育の貢献などである。③からは、食文化も見えてくる。④からは、調理等を通じた食育、⑥からは、調理する際の食材や調味料の計量、⑦からは、地域の自然への恩恵、地域の特産物の栽培、食材の生育などが見えてくる。⑧からは、健康の維持・増進で生活習慣病予防の内容が考えられる。⑨は、芸術関係が主ではあるが、食も「美」という視点で盛り付けや料理の彩を学習活動に位置づけられる。⑩は、食に関係する様々な職業とその社会的意義や食に関わるキャリア教育への切込みも考えられる。

これらを、食は生命に関わることに鑑み、小中一貫教育の観点から、スパイラルな教育課程と反復学習の学習指導の原理の考えから、9か年の教育課程と給食時間での繰り返しの指導の位置づけが大きな効果を期待することができると共に、今や必須条件とすべき教育課題ではないだろうか。

3 小中一貫教育のイメージと小中一貫教育を必要とするようになった背景 (学生たちとの対話を踏まえ)

小中一貫教育について一般的にどのようなイメージをもっているだろうか。

学生に聞いてみると「校舎一体型である。」「私立の進学校である。」「教師間の連携が重要である。」などの声が上がった。これでは、小中一貫教育が十分浸透しているとは言えない。

そこで、現在すすめられている小中一貫教育の動きは、以下の経緯によるものであることを伝えることとした。まず、国の動向とし「はじめに」でも述べた平成26年12月の中教審の答申をうけて小中一貫教育が制度化されたことである。

その効果として、教科指導の教育効果の向上、また、生活指導面での児童生徒の社会性の向上、「中一ギャップ」の緩和などが期待された。特に、この制度の契機の一つとして「中一ギャップの問題」が大きかったことは事実である。

その原因としては、「小中の文化の違い」。例えば「生活のスピードの違い」「45分と50分の授業時間の違い」などがあげられる。その変化に対応できず、学校社会への不適合が生じ、不登校になるケースが多く、増加の一途をたどり社会問題に発展した。

そこで、研究開発学校制度、教育課程特例校制度などで先進的に小中一貫教育に取り組む地方公共団体がでてきた。例えば、品川区の荏原平塚学園（施設一体型）では「市民科」という独自の教科を設定し小中で取り組むことを始めたのである。

国としても学校教育法の改正にともなって、平成28年4月1日から義務教育学校の設置を認め、各地方公共団体の判断で設置可能となった。その場合、学校運営協議会を設置して運営し、「学園」という名称をつけ校長は一人。教員免許は、小中両方を原則としている。

4 「連携」と「一貫」の違い、並びに埼玉県との現状と義務教育学校の3形態

さて、「連携」と「一貫」とは、どう違うのか。中教審の（学校段階間の連携・接続等に関する）作業部会では、次のように整理している。

「連携」とは「互いに、情報交換し、交流し、円滑な接続を目指す」ことである。

一方、「一貫」とは「連携のうち、目指す児童生徒像を共有し、9年間を通した教育課程を編成し、体系的な教育を目指す」ことである。

ここで、「一貫教育」にとって重要なことは「教育課程の系統性の確保」である。つまり、9年間を見通した教育課程を編成することが必須となる。そのためには、小中互いに学習内容を理解し、9年間を前期・中期・後期、または前期・後期とし、4・3・2制、5・2・2制、あるいは5・4制などに区分する。筆者は、特に、中期の課程が重要となると考える。なぜなら、近年の調査で身体的・精神的発達が昔より2、3年早まっており、小学4、5年生で発達上の段差が生じることが指摘されていることによる。

このような小中一貫教育で、一般教諭は勿論のこと、養護教諭、栄養教諭、事務職員の連携を図ることも重要な要件となる。しかしながら、栄養教諭がどのように小中一貫教育に関わっていくかについては、制度上、配置上まだまだ十分とは言えないのが現状である。

また、小中一貫教育が行われる理由として、少子化にともなう小中学校の統廃合の問題もある。子どもの数が減少したので、小中学校を一緒にして教育を行うというものである。

次に、都道府県の取組として埼玉県を取り上げその一例を紹介することとする。

児童生徒への調査で学習意欲が、小学生よりも中学生の方が低下している現状にある。また、「中一ギ

ャップ」では、平成24年の小学6年生の不登校児童数が291人（出現率0.22%）に対して、中学1年生では不登校生徒数は1020人（出現率2.42%）に急増しており、その解消が喫緊の課題となっている。そこで、国の動向をもとに、県では小中一貫教育を「目指す児童生徒像・重点目標の共有化」と「9年間を見通したカリキュラムを編成し、系統的な教育を行うもの」と捉え、推進している。施設の形態としては、「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」の3タイプを想定している。

5 埼玉県入間市の取組事例

これをうけて、市町村の取組として入間市を紹介することとする。市では平成25年度より文部科学省の調査委託をうけ、研究を行った。その内容が、「小中一貫教育校による多様な教育システムの調査研究」である。

市内には、16の小学校と11の中学校があり、そこで、11の中学校区（ブロック）ごとに16の小学校を結びつけて実施した。小中学校それぞれ1校が6ブロック、小学校2校中学校1校を5ブロックとした。一貫教育を推進するにあたり9年間を前期（4年）・中期（3年）・後期（2年）に区分している。特に中期に重点をおき、小学5・6年生における一部教科担任制の導入や小中学校間の「乗り入れ授業」などを実施し、より多くの教員が関わるなかで思考力や物事を適切に判断する力を身につけさせる取組を行っている。

例えば、中学1年の数学の授業に小学校の元担任の教師が参加して、小学校の復習の時に教える。

- ・ 小学校の市内体育祭に向けての練習に、中学生が参加して走り方などを教える。
- ・ 夏休みなどに小学校に中学生が行って算数などの学習支援を行う。
- ・ 各中学校ブロックで小中合同の教員の研修会を行う。
- ・ 地域の行事に小中学校の保護者が合同で参加する。等々

などの取組を市内11中学校ブロックごとに実践している。市全体で取り組んでいることから、各中学校ブロック間での大きな違いが生じることはない。

また、入間市では、2009年から「子ども未来室事業」を立ち上げて、発達に課題（いわゆる発達障害）が見られる児童生徒への連続性のある支援も実施している。就学前から小学校・中学校まで、市内の施設や各学校に通級指導教室を開設して、個別やグループでコミュニケーション能力を高めたり、感情をコントロールしたりして生活をやすくしていくための支援を中心に取組んでいる。

6 入間市立東町小学校・東町中学校での実践事例

ここで、市内で特に先進的に小中一貫教育に取り組んでいる東町小学校・東町中学校を紹介する。このブロックは、「施設隣接型」である。市内では、「施設隣接型」が2ブロック、「施設分離型」が9ブロックで、「施設一体型」は、開設していない。

東町小・中学校は、「9年間の学びと育ちの連続性」を重視し、「めざす子ども像」を共有化し、中学校を卒業する時の生徒のイメージを小中の各教員がもち、それも共有化し信頼関係を構築し指導に臨んでいる。このイメージ化は、小中一貫教育をすすめるにあたり、極めて重要な要素である。

具体的な取組としては、小中合同の教員の研修会はもとより、小・中学生による「合同のあいさつ運動」を行ったり、「小学校の運動会・中学校の体育祭に相互に、児童生徒が参加」したりしている。また、「小・中合同のお茶会」や「小・中合同のミニ合唱祭」の開催、「小学生6年生による中学校での部活動体験活動」なども行っている。このように小・中学校の教員・児童生徒が「施設隣接型」という立地条件を効果的に利用し、小中一貫教育の推進を図っている。

生活面での小中一貫性は、チャイム着席や清掃の仕方を、相互の教師間における共通理解と共通実践に基づき、小・中学校9年間を通して、共通的、系統的に指導し、生活指導の円滑な移行と定着を目指している。

そして、特に、小中一貫教育の要が「継続した教育課程の編成・実施」であるという認識の下、教科等の指導にあっては、次のように進めている。

まず、各教科等において週当たりの「乗り入れ授業」の時間数を確保すること。次に、小・中学校における教科指導の系統表を作成し、学習指導案にしっかりとその系統表を位置づけること。また、乗り入れる教師の役割も明確に記載すること。そして、「乗り入れ授業」の計画を立て系統表に基づいて授業を展開するようにしている。

特に、小中一貫教育の中期の区分（小5～中1）を重視し、小学校高学年（5・6年生）と中学生（1年生）との合同授業を、各教科の単元の内容の定着状況を踏まえ、事前に小・中学校教員相互の合同研修を踏まえて実施している。この場合の課題は、小学校と中学校での日課表の時程のズレである。したがって、その調整が必要になってくる。これについては、授業の入れ替えなどを工夫して実践しているところである。

さらには、「道徳の教科化（特別の教科道徳）」も予定されているので、今後どのように系統性をもたせるかが課題になっている。

また、小・中学校の「学級活動」での「食育」に関する授業をどう系統立てるかも重要な課題となっている。ここでは、栄養教諭・栄養士（学校栄養職員）の活躍が期待される場所であるが、適切な指導計画やその内容は今後の課題となっているのが現状である。その背景には、「食育」に対する教師間の認識に大きな差があることも歪めないこともあり、学校給食のもつ社会的・教育的意義も含め「食育」に関する教職員の研修の充実が待たれる場所である。

7 上記のことから考えさせられる「食育」の現状と小中一貫教育への期待

このようにして、入間市のみならず全国で小中一貫教育が推進されており教師間・児童生徒間での交流は、着実に増えている。しかし、先に述べたように、そこには「食育」に関する内容がほとんど含まれていないか、形骸化しているのが現状であり、ここに大きな課題がある。食育主任（学校給食主任）、栄養教諭、学校栄養職員がどのように小中一貫教育に関わっていくべきか、改めて教育委員会や学校管理職が、その対応策を考えなければならないのではないかと。一般教師たちにそれを求めることは、教育内容の性格上、非現実的であることを実感している。

そのためには、まず、教育委員会の指導や学校管理職の指導のもと、「食育」の授業を栄養教諭が小中学校の教員とどう連携し、「教育課程」を作成し授業や給食時間を有効に活用し実践するか、教科との連家をどう位置づけるかが肝要となる。また、小中一貫教育の視点から、「学校給食」を生かして“食事の重要性”“心身の健康”“食品を選択する能力”“感謝の心や食文化”などの理解と実践につながるよう小中学生をどのように交流させるか、についても検討する必要があると考える。

8 ある小中一貫教育の推進地区での栄養教諭の立場と課題

小中一貫教育に取組みの中で、実際の栄養教諭はどうか、一例を述べることにする。

小中一貫教育を推進しながらも、栄養教諭の「役割が明確になっていないケース」と「一応役割分担してあるケース」がある。しかし、役割が分担されていても「食育」に直接関わることは少なく、給食当番のありかたなど「生活指導」について他の教師と話し合うことに終始している状況もある。ただ、

「一応役割分担してあるケース」では、食育の授業については、年一回全学年で実施したり、小学校の栄養教諭が中学校の家庭科の授業に T・T で参加したりすることはある。しかし、このような取組の場合、継続性がないため質的にはイベント的な取組となることは歪めない。

他に、小中合同の「学校保健委員会」(PTAの保護者も出席)にオブザーバー的に参加することはある。

そこで、まずは、教育委員会、・学校管理職の指導の下、栄養教諭の位置づけと役割を明確にする必要がある。いずれにしても、「食育」について小・中学校の教員が互いに、その重要性を理解する必要がある。その要が栄養教諭にあることから、「食育」の推進の側面から学校運営に参加することが期待される。

また、アレルギー対応、発達障害児への対応も、保護者との信頼関係の下、小中を通して連携する策を提言する必要がある。そのために「食」に関する内容を記載した「食育だより」等を発行し、正しい「食育」の情報を学校・家庭・地域に発信するとともに、「食育」をコーディネートすることも、栄養教諭の重要な役割であると考えられる。

学校教育法に掲げられているように、栄養教諭の「食に関する指導」は極めて重要であり、そして何よりも栄養教諭の認知度をアップさせる取組が喫緊の課題である。

9 学生たちの声から (小中一貫教育の実態の講義をもとに)

上記の趣旨を、本学短期大学部の2年生に話題提供し、感想をいただいた。その一例を紹介し、今後の食に関する小中一貫教育の指導のあり方の糧としたい。

[学生たちの声]の感想から

- ・ 9年間子どもを見守ることができるということで、食の面からもできることは多くあると感じました。食に起因する生活の乱れや和食がユネスコに認定された意味をよく考え、栄養教諭として食に関する正しい情報を発信したいです。
- ・ 小中一貫教育がすすめられる中で栄養教諭が食育推進のために何ができるか、どう行動していくべきかを考える必要があると思います。
- ・ 栄養教諭として、9年間子どもの心身の成長に寄与できるよう尽力したいです。
- ・ 給食時においても「中一ギャップ」が起こっていることを認識し、緩和させるための指導方法を考えていく必要があると思います。
- ・ 子どもに指導を行う際、「将来どのようになってほしいか」を十分に考慮し、目標とする姿に近づけるよう系統立てた指導が大切だと思います。等々、貴重な声があった。

「食に起因する生活の乱れをきちんと情報発信したい」「9年間を有効に考えるべき」「9年間の子どもの心身の成長に寄与したい」「小中一貫教育にあつたて栄養教諭として何ができるか、どう行動すべきか」「給食時においても『中一ギャップ』が起こっていることを認識し、指導したい」などの声である。

小中一貫教育の研究お視点に直結する声、栄養教諭としての使命感に関わる肥、生徒指導に関わる問題解決に校給食を活用する声など、実際の学校教員研修の話題として参考となる声もあり頼もしく感じた。

栄養教諭の将来は、学生諸君の双肩にかかっている。志を高くもって勉学に励んでもらうことを期待するとともに、是非とも、小中学生の食育推進に役立つ道を歩いてほしいと期待を大きくした次第である。

おわりに

以上、述べてきたように、小中一貫教育（義務教育学校）の成果は、随所でみられる。反面、一部にデメリットの声もある。例えば、義務教育学校では、“中1ギャップ”の解消により、中学生の不登校率を下げる効果が期待されるが、人間関係に悩んでいる人にとっては窮屈な学校生活となるのではないか。少子化問題の対策手段とした統廃合としての結果のとなった場合、本当に統廃合の必要のある小中一貫教育（義務教育学校）の設立であれば問題ないが、本来なら残るべき学校も廃校となるリスクが生じるのではないかという声などもある。

しかし、「小中一貫教育（義務教育学校）」推進が、「生きる力」のさらなる推進に向け、新しい教育の方向性として文部科学省より示された以上、教育効果を考え組織的、計画的にそしてそれを継続させ、PDCAサイクルで取り組むことが重要である。そのためには、教育課程の編成とその系統性の作成、その円滑な実施を考慮した時間割の設定、年間計画に「乗り入れ授業」と「担当する教師の役割」、などをしっかりと位置づけることである。

本稿では、小中一貫教育（義務教育学校）の推進の観点から、事例を紹介しながら、「食育」における課題を述べた。すなわち、「食育」における小中一貫教育については、まだまだその緒についたばかりで、今後の実践的研究に待たれるところが多いのが現実である。

さらに言うならば、「食育」における「幼・保・小」の連携・一貫教育も考えるべきであると考え。

特に、本学の短期大学部では、保育園栄養士を目指す学生も少なくない。その観点から、今日的な教育課題である「幼稚園・保育園・小学校との連携問題の現状」を、「食育」における連携も含めて考え、実践化することが喫緊の課題ではないか。

本文で「中1ギャップ」について触れたが、「小1プロブレム」も学校教育上の課題となっている。「授業中に立ち歩く」「持続力の低下」そして、「給食時間」におけるマナーや偏食問題、一人で食事ができない等々が小学校教師からの声として寄せられている。

この拙稿による提言を契機に、改めて「食育」における「小中一貫教育」「幼・保・小連携教育」について、実践的研究に取り組まなければならないと認識を新たにしているところである。